

令和7年度 第451回東京地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時 令和7年8月25日（月）午前10時58分から午前11時29分  
2 場 所 九段第3合同庁舎11階 共用会議室1-1、1-2  
3 出席者 公益代表委員4名 労働者代表委員6名 使用者代表委員5名

本田会長 それでは、定刻より少し早い時間ではありますが、委員の皆様もお揃いのようですので、ただいまより第451回東京地方最低賃金審議会を始めます。

課長補佐 傍聴される方は配布しております遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。特にパソコン、携帯電話等通信機器の電源は必ず切ってください。また、写真撮影、録音はご遠慮ください。

続きまして、お手元のタブレット内の資料の確認をさせていただきます。本日は議事次第、座席表、資料（その1）を格納しております。また、紙面にて資料（その2）を配布しております。不足等ありましたら事務局にお申し付けください。

本田会長 続いて、委員の出欠状況について事務局から報告をしてください。なお、労側の大島委員がウェブ会議システムでの参加となっております。

課長補佐 本日は公益代表の石毛委員、原委員、使用者代表の小林委員が御欠席でございますが、現時点で委員定数18名うち15名が御出席でございますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数、全委員の3分の2以上、または各側委員の各3分の1以上を満たしておりますことを御報告いたします。

なお、大島委員がウェブ会議システムにより御出席をいただいておりますが、映像及び音声については良好であることを確認しております。

本田会長 それでは審議に入ります。まずは、議事の（1）東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出についてです。

事務局から申出状況と処理手続きについて、説明をお願いします。

賃金課長 それでは御説明いたします。

資料(その1)と題する資料集の1ページを御覧ください。東京都最低賃金の改正決定につきましては、令和7年8月7日に当審議会より答申をいただきましたので、最低賃金法第11条に基づき、同日にその要旨を公示いたしました。

この公示が行われた場合、当該最低賃金に係る労働者又は使用者は、公示があった日から15日以内に、東京労働局長に異議を申し出ることができるかとされております。8月22日金曜日が異議申出期間満了日でございます。

その結果、期日までに89件の異議申出書が提出されました。

このうち令和7年8月21日17時15分までに提出された異議申出書については、資料(その1)と題する資料集の2ページから提出者一覧を、4ページから異議申出書の写をお付けてしております。

令和7年8月21日17時15分以降に提出された異議申出書については、資料(その2)と題する資料集の1ページに提出者一覧を、2ページから異議申出書の写をお付けしております。

異議申出書の要旨につきましては、後ほど御説明させていただきます。

異議申出書が提出された場合には、最低賃金法第11条第3項により、東京労働局長は、東京地方最低賃金審議会に意見を求めなければならない、とされていることから、本日、諮問させていただくことにしております。

本田会長

ありがとうございました。

本日、東京労働局長より、異議申出があったことについて、諮問をされる御意向とのことですので、局長、よろしく申し上げます。

(諮問文手交)

本田会長

ただいま、諮問文を受け取りました。事務局は各委員に諮問文の写しを配り、諮問文を読み上げてください。

(諮問文配付)

本田会長  
賃金課長

事務局は諮問文を読み上げてください。

それでは、諮問文のほうを読み上げさせていただきます。

東労発基0825第1号 令和7年8月25日

東京地方最低賃金審議会会長 本田敦子殿

東京労働局長 増田嗣郎

東京地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）  
標記について、別添のとおり89件の最低賃金法第11条第2項に基づく  
異議の申出があったので、貴会の意見を求める。

別添のほうの読み上げは、省略をさせていただきます。

本田会長

東京労働局長より諮問がございましたので、ただ今より、この異議申  
出について審議に入りたいと思います。

まず、事務局から異議申出書について説明してください。

賃金指導官

東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出書について、その要  
旨を御紹介します。

お手元の第451回東京地方最低賃金審議会資料（その1）と題する資料  
集を御覧ください。

合計89件の異議申出がございました。異議申出の期日は法律上、8月  
22日でございました。そのため提出時期により8月21日17時までに提出  
いただいた異議申出を資料（その1）に、8月21日17時以降に提出いた  
だいた異議申出を資料（その2）に分けてお付けしています。

2ページから異議申出書一覧がありますので御覧ください。提出者団  
体及び件数について、受付日順かつ五十音順で説明します。読み方に誤  
りがございましたら、なにとぞご容赦いただきたく、あらかじめお願い  
いたします。また、敬称略とさせていただきます。

建交労支部等から10件

東京土建一般労働組合各支部等から32件

目黒地区労働組合協議会から1件

足立区労働組合総連合から1件

全労連・全国一般労働組合から1件

練馬区労働組合総連合から1件

コミュニティーユニオン東京各支部等から 2 件  
渋谷区労働組合総連合から 1 件  
東京地方労働組合評議会女性センターから 1 件  
最低賃金大幅引き上げキャンペーン@東京から 1 件  
東京医療労働組合連合会から 1 件  
めぐろユニオンから 1 件  
J M I T U 各支部等から 2 件  
生協労連コープネットグループ労働組合から 1 件  
東京工業大学職員組合から 1 件  
東京春闘共闘会議 から 1 件  
目黒自動車交通労働組合から 1 件

一覧に記載した異議申出書につきましては、4 ページ以降を御覧下さい。こちらには令和 7 年 8 月 21 日 17 時までに提出された異議申出書 59 件の写しを受付日順かつ五十音順でお付けしています。

次に、令和 7 年 8 月 21 日 17 時以降に提出された異議申出書については、同資料（その 2）と題する紙の資料集を御覧ください。

1 ページから異議申出書一覧がありますので御覧ください。提出者団体及び件数について、受付日順かつ五十音順で説明します。

新宿区労働組合総連合から 1 件  
全国印刷出版産業労働組合総連合会東京地方連合会から 1 件  
全印総連・印刷関連ユニオン・東京地域支部から 1 件  
全労連・全国一般労働組合東京地方本部から 1 件  
東京春闘共闘会議から 1 件  
東京地方労働組合評議会から 3 件  
東京都教職員組合から 1 件  
東京土建一般労働組合各支部等から 13 件  
日本生協連労働組合から 1 件  
郵政産業労働者ユニオン各支部等から 7 件

一覧に記載した異議申出書につきましては、2 ページ以降を御覧下さい。こちらには一覧に記載した異議申出書 30 件の写しを同様にお付けし

ています。

合計89件の異議申出がございました。

続きまして、いただいた異議申出の要旨をご紹介します。89件もの異議申出をいただきましたが、同種の内容もございましたので、事務局でとりまとめた形にさせていただきました。時間の都合上、すべての異議申出をご紹介しますことをご容赦いただきたくお願いいたします。

要点として、金額についての内容が多く、実質賃金が6か月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは時給2,000円以上は必要だと切実な声が多数寄せられています。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議を行い、労働者の暮らし、生活実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

生活は本当に厳しい、節約も限界、貯金もなくなってきたというのが実情です。時給2,000円以上は必要だと切実な声が寄せられています。東京地方最低賃金審議会が再度審議を行い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

最低賃金は今すぐ全国一律最低賃金1,500円以上に、東京で1,700円以上にすることを求めます。

再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は、少なくとも時間額1,700円以上は必要です。などです。

物価上昇についての内容も多く、

食料品をはじめとした物価高騰により最低生計費は上昇し続け、政府の掲げる2020年代に1,500円の目標では低すぎるとともに遅すぎます。1,226円では到底まともな生活を営むことはできません。

最賃の月額からおよその社会保険料・所得税を差し引くと、手取りは16万円弱、食料品から生活用品まで、何もかもが高騰する中で、家賃を払って生活することは困難です。酷暑の中で冷房代を節約するなどして、食べていくのもやっと。余暇を過ごすこともできません。最低賃金の大幅引上げにむけて、改定金額の諮問を再度行ってください。

などです。

貧困に関する内容もあり、

酷暑の中で冷房代を節約している、食べ盛りの子供にお腹いっぱい食べさせられない、ダブルワークで働いても生活が苦しい、子供の学校給食がなくなる夏休みが本当につらい、子供がいつまで経ってもひとり立ちできない、年金が少ないため70歳を過ぎても未だに働いている、今は正直、病院もいけない、10日以上も家族全員がお米が変えずご飯を食べていません。備蓄米も販売時には並べず買えません。などの声が寄せられている。最低賃金の大幅引上げにむけて、改定金額の諮問を再度行ってください。

答申された時間額1,226円では貧困と格差の解消ができません。女性や若者の貧困が将来にわたって放置されることとなります。などです。

他の国との比較を理由とする内容もあり、

一般労働者の賃金中央値に対する日本の最低賃金の割合は46.8%にとどまっています。これはフランスの62.5%、イギリスの61.1%、ドイツの52.6%など、主要国と比較して低い水準です。速やかに改定金額の諮問をやり直すことを強く求めます。

2024年の平均為替レートで円に換算すると、各国の最低賃金額は、日本の1,055円に対して、イギリスは2,316円、フランスは1,930円、韓国は1,096円です。最低賃金大幅引き上げは、世界の流れであり、日本だけが不可能な理由はありません。改定金額の諮問を再度行ってください。などです。

中小・小規模事業者の支援を記載した内容もございます。

大企業ばかり税制で優遇するのではなく、苦しい経営の中でも、まじめに納税している中小・零細企業にこそ、税や社会保障の面で援助を強めてください。東京地方最低賃金審議会におかれましても、労働者の暮らしと企業の経営の両方を守る立場で、できないではなくどうしたらできるかという建設的な議論を行い、首都東京から最低賃金大幅引き上げに足を踏み出してください。改定金額の諮問を再度行ってください。

企業の経営を困難にすることを理由に、最低賃金の大幅引き上げに反

に対する議論が見受けられます。しかし、私たちは、中小零細企業への支援とセットでの最低賃金引き上げを、国に求めています。

などです。

労働組合の独自調査などから、引き上げ額の不足を主張する内容もございませぬ。

2025年に労働組合が行った東京の最低生計費試算調査結果によれば、月150労働時間で換算すると、北区で1,900円、世田谷区で1,977円が必要であるという結果が出ている。物価高騰を上回る大幅引上げが必要であり、改定金額の諮問を再度行ってください。

などです。

最低賃金の大幅引き上げは高い経済効果をもたらすとする内容も複数ございました。

時間額1,226円では十分な国内消費が望めず、国内経済の健全な経済発展はとてできません。

最賃の大幅引上げによる労働者の所得大幅増が、ひいては消費性向を押し上げ、経済の活性化にも貢献します。最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

などです。

このほか、

東京最賃決定の論拠、審議内容が非公開のまま、形だけ異議申出を求めることは、到底理解ができません。このため、答申内容に異議を申し立て、審議のやり直し及び東京における各要素の公開での再検討を求めます。

審議の内容が全く非公開ですので、東京の実情をつかみ最低賃金を検討しているのか疑問です。公開の審議会での再審議を求めます。

最低賃金の原則である労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができることを保障する最低賃金に改定することを強く求める。

日本の未来をつくる若者たちが、①将来に希望を持てるようにすること、②安心して結婚ができ、子育ての心配がないようにすること。これらの事は安定した収入無しには叶えられません。日本の未来のためにも、

再度改定金額の諮問を行うことを強く求めます。

などがございました。

以上が、令和7年度の東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出書、合計89件の要旨です。

私からの説明は以上になります。

本田会長                    ありがとうございました。

それでは、異議申出に係る審議方法ですが、これら89件の異議申出について一括して審議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

本田会長                    労使双方異議なしとのことですので、異議申出については、一括して審議をすることといたします。

初めに、労側委員から御意見をお願い致します。

はい、清野委員。

清野委員                    多くの意見を頂きました。本当にありがとうございます。意見の内容は十分理解をしているつもりでございます。

ご意見のとおり、金額に関しましては、私ども労働者側委員としては足りないと思っているのは同じでございます。

2025年度地方最低賃金審議会が始まる最初に、同様の意見を多く頂いたことを受けとめ、皆様の意見を十分に加味した上で、審議会または専門部会に望んでまいりました。

公労使で十分議論を重ねた結果が答申であります。我々、労働者側委員としましては、審議を尽くした結果がこの答申内容でありますので、支持をしていきたいと考えております。

しかし、多くの意見があるということを受け止めておりますし、皆様から寄せられた意見を無駄にせず、次年度にも生かしていきたいと考えております。以上のことを申し上げて、労働者側委員としての考え方含めての内容でございました。

本田会長                    ありがとうございました。労側委員の方で、他に御意見がある方はい

らっしゃいますか。

(特になし)

本田会長 よろしいですかね。では、使側委員の御意見をお願いいたします。  
神委員、どうぞ。

神委員 東京の地域別最低賃金を63円引上げて、1,226円とすることが適当であるとする、8月7日付けでの答申につきましては、使用者側としては受け入れ難いということで、出席委員全員が反対の意思表示をしたところではございますが、各委員がそれぞれの立場から真摯に議論を尽くした結果であると、認識をしております。

ただいま事務局から、大変多くの異議申出についてご説明をいただいたところではございますけれども、様々な御意見があることは受けとめた上で、これまでの議論を尊重して、改めて審議を行う必要はないものと考えているところでございます。

以上でございます。

本田会長 ありがとうございます。使側の委員の方で、他に御意見のある方はいらっしゃいますか。

(特になし)

本田会長 よろしいですかね。ただ今、各側から御意見をいただきました。ご意見を伺った結果ですね、8月7日の当審議会の答申は、関係者から提出された意見も踏まえて、慎重に審議した結果であり、異議申出の内容についても、これまでの審議において、十分に考慮されているものと考えます。

従いまして、令和7年8月7日付け答申どおり決定することが適当である、との内容で答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

本田会長 労使共に、御異議なしとのことですので、令和7年8月7日付け答申どおり決定することが適当であるとの内容で、答申することといたします。

答申については、これから答申文案を作成いたしますので、しばらくの間休憩と致します。

(休憩)

本田会長 それでは再開いたします。  
事務局からは、答申文案を配布の上、読み上げをお願いします。

(答申文案配付)

賃金課長 それでは答申文案を読み上げます。  
案 令和7年8月25日  
東京労働局長 増田嗣郎殿  
東京地方最低賃金審議会会長 本田敦子  
東京地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）  
令和7年8月25日貴職から、同年8月7日付け東京都最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する89件の異議申出について意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。  
記 令和7年8月7日付け答申どおり決定することが適当である。  
以上です。

本田会長 今、読み上げました、この答申文案でよろしいでしょうか。

(異議なし)

本田会長                    御異議なしということですので、局長に答申したいと思います。事務局は答申文の正本を作成してください。

(答申文手交)

賃金課長                    それでは局長よりご挨拶申し上げます。

東京労働局長              委員の皆様、東京地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出につきまして、答申を賜り、厚く御礼を申し上げます。

東京労働局といたしましては、速やかに東京都最低賃金の決定にかかる手続きを進めますとともに、決定後の最低賃金の周知、履行の確保、また業務改善助成金等の中小企業・小規模事業者に対する一層の支援につきまして、努めさせていただきますとともに、皆様方には引き続き最低賃金制度の運用につきまして、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、ありがとうございました。

本田会長                    それでは東京都最低賃金の発効までの予定について、事務局から説明をお願いします。

賃金課長                    ご説明いたします。

答申をいただきました東京都最低賃金の改正に関しましては、本日、官報掲載の手続きを行います。官報公示予定は、早ければ令和7年9月3日水曜日となります。

発効日については、答申では法定どおりとされたところです。従いまして、最低賃金法第14条第2項により、公示の日から起算して30日を経過した日であるところ、この日は令和7年10月3日金曜日となります。

以上です。

本田会長                    ありがとうございました。では、議事(2)その他に移ります。

東京都最低賃金専門部会の任務は終了しましたので、最低賃金審議会令第6条第7項により、同専門部会を廃止することを議決したいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

本田会長            御異議なしとのことですので、本日をもって東京都最低賃金専門部会を廃止することとします。専門部会委員の方々はお疲れさまでした。他に何かございますでしょうか。

(特になし)

本田会長            特になければ、審議終了といたします。

最後に、事務局から連絡事項があればお願いします。

賃金課長            次回の開催日程については、後日事務局より御連絡させていただきます。皆様の御出席をよろしくお願いいたします。以上です。

本田会長            それでは、本会はこれにて終了といたします。

本日の議事録は審議会運営規程第7条に基づき、公益委員は私が、労働側委員は土屋委員、使側委員は坂巻委員に確認をお願いいたします。

本日はお疲れさまでした。